

## 事業復活支援金の申請が始まっています

コロナの影響で売上が減少した中小法人や個人事業者に対し給付金を支給する「事業復活支援金」の申請が始まっています。

### 《給付対象となる事業者》

以下の①及び②の要件をいずれも満たす事業者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 対象月（R3.11～R4.3月）のいずれかの月の売上が、  
基準月（H30.11～R3.3月）の同じ月と比べ**30%以上減少**した事業者

### 《給付額》

**基準期間※の売上高－対象月の売上高×5ヵ月分**

※H30.11～H31.3月、R1.11～R2.3月、R2.11～R3.3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額は下記の通りです。

売上高減少率	個人	法人（年間売上高）		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
△50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
△30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

### 《申請の流れ》

1. 事業復活支援金のホームページから、申請IDを発番
2. 登録確認機関にて事前確認を行ってもらう  
（一時支援金または月次支援金を受給された方は、今回事前確認を受ける必要はありません）

3. マイページから書類を添付して申請

※弊社も登録確認機関ですので、事前確認の必要がある方は担当者にお申し出ください。

### 《申請期間》

**R4年1月31日（月）～R4年5月31日（火）**



売上減少要件が30%に引き下げられているため、これまでのコロナ関連の給付金で該当しなかった方も、今回は該当する可能性があります。あらためて対象月（R3.11～R4.3月）の売上高のご確認をお願いします。

## 在職老齢年金制度が緩和されます

### ◇在職老齢年金制度とは

この制度は、社会保険加入者であり年金受給者でもある方が、総報酬月額相当額（給与と賞与の合計÷12）と老齢厚生年金の基本月額を合計して、65歳未満では**28万円**、65歳以上では**47万円**を上回る場合に年金額が一部または全部支給停止される制度です。この基準となる「28万円」や「47万円」を**支給停止基準額**といいます。

### ◇支給停止基準額が一律に

令和4年4月から、65歳未満の支給停止基準額「28万円」が見直され、65歳未満の方も「47万円」になり、支給停止基準額が一律47万円となります。

定年の延長等により60歳以降も働く方が増え、年金停止を気にせず働けるようになります。

### ◇在職定時改定の新設

65歳以上の方については、年金額が毎年改定される「**在職定時改定**」が新設されます。

これまで退職等で資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改定されませんでした。それが今回の改正により、65歳以上の方について「会社を退職しなくても、毎年10月に老齢厚生年金の額が改定」となります。そのため、毎年1年分の被保険者期間が「老齢厚生年金」の金額に反映され、年々増額されることとなります。年金を受給しながら働いている方にとって、働いた分が毎年年金に反映されるため、就労意欲の向上にもつながりそうです。

## 年金の受給開始が75歳まで選択可能に

現在、年金の受給開始は原則65歳からですが、60歳から70歳の間で本人が自由に選択することが出来ます。

60歳から受給する場合（繰り上げ受給）、繰り上げた月数によって減額（1月あたり0.5%減額※令和4年4月より0.4%）され、66歳以後に受給する場合（繰り下げ受給）、繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）されます。今まで繰り下げる年齢の上限が70歳でしたが、令和4年4月から75歳まで引き上げられます。

高齢者の就労拡大を踏まえ、年金の受給開始時期は、60歳から75歳の間で自由に選択出来るようになります。75歳まで繰り下げ受給すると、増額率は84%（0.7%×120ヵ月）まで高くなります。ただ、繰り下げ受給して年金を受給する…という方は実際のところはなかなか少ないようです。

## 弊社請求書をメールで受け取ることが出来ます

弊社から郵送しております請求書ですが、ご承諾を頂いたお客様から順次メールでの送付に切り替えさせて頂いております。

請求・支払業務担当者の方が在宅でも対応出来るように、また紙使用量の削減を主な目的としています。紙（郵送）からPDF（メール）での請求にご承諾を頂けるお客様は、お手数ですが、担当者までご連絡をお願い致します。